

平成 22 年度第 1 回継続教育研修会資料

テーマ 平成 22 年度 税制改正

平成 22 年 6 月 5 日

講師 野崎地平 (CFP、税理士)

1、 個人に関連する主な改正

- ① 扶養控除の見直し
平成 23 年分以降、縮小されます。
- ② こども手当の創設
平成 22 年より半額実施、23 年より本格実施予定
- ③ 高校実質無償化
平成 22 年 4 月より実施
- ④ 生命保険料控除の改正
平成 24 年 1 月 1 日以降の新契約について新控除適用
- ⑤ 非課税口座内の配当所得および譲渡所得の非課税
平成 24 年から 26 年までの開設口座につき、最大 300 万円、最長 10 年間。
- ⑥ 小規模企業共済の改正
23 年 4 月までに施行。個人事業主の事業専従者も加入できるようになりました。
- ⑦ 居住用財産の買換え特例の延長
2 年延長され、23 年 12 月 31 日まで適用できます。
- ⑧ 居住用財産の譲渡損失の繰越控除の延長
2 年延長され、23 年 12 月 31 日まで適用できます。
- ⑨ 住宅取得資金の贈与にかかる特例の拡充
非課税限度が 22 年中は 1500 万円、23 年中は 1000 万円となりました。
暦年課税、相続時精算課税のどちらでも適用できます。
- ⑩ 小規模宅地の相続税課税特例の見直し
22 年 4 月 1 日以降の相続について、相続人が事業や居住を継続していない場合
には、軽減措置が適用されなくなりました。

- ⑪ 定期金に関する権利の評価方法（相続税及び贈与税）の見直し
個人年金保険等について、評価減が廃止されて、解約返戻金等で評価するようになります。適用開始時期は要注意（22年4月または23年4月）
- ⑫ 相続税の障害者控除の見直し
22年4月より、85歳までの年数×6万円（または12万円）となります。
（改正前は75歳でした）

2、 中小企業に関する主な改正

- ① グループ法人税制の創設
- ・ 100%資本関係のある国内会社間の以下の取引について、損益計上不要。
22年10月1日適用開始 グループ法人間の譲渡、寄付、現物分配
22年4月1日適用開始 グループ内法人からの受取配当
 - ・ 22年4月1日以後終了事業年度より、資本金5億円以上法人の100%子会社は中小企業向けの税額軽減措置の適用が受けられなくなります。
- ② 清算所得課税の廃止
22年10月1日以後の解散より、財産法から損益法へ変更されます。
- ③ 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止
22年4月1日以後終了事業年度より廃止となり、役員報酬は全額損金（経費）となります。ただし23年度税制改正で新たな増税措置が出てくるかも…。
- ④ 中小企業者の少額減価償却資産の特例の延長
2年延長されて、24年3月31日まで適用できます。
中小企業者（資本金1億円以下の法人または個人事業者）が30万円未満の減価償却資産を取得年度に全額損金（経費）にできる制度です。
- ⑤ 中小企業倒産防止共済の拡充
- ・ 貸付要件の緩和を22年夏までに実施予定です。
 - ・ 掛金総額320万円から800万円への引き上げを23年10月までに実施予定。

3、 消費税に関する変更（個人および法人が対象）

居住用アパートなどの建設にかかる消費税の還付を受けた場合など、一定の要件に該当する場合には、3年目に還付を受けた消費税の大半を納税することになる制度ができました。

適用開始は22年4月1日以降ですが、例外があるのでご注意ください。